

別添

実 施 要 領

島根県警察機動隊庁舎に設置している地下給油設備（軽油）を適切な状態に維持するため、消防法第14条の3の2並びに危険物の規制に関する規則第62条の4、第62条の5の2及び第62条の5の3の規定に基づく定期点検（漏洩検査）を実施する。

1 業務の名称

島根県警察機動隊軽油地下タンク等定期点検

2 業務の場所及び対象

松江市平成町1751-26 島根県警察機動隊

地下タンク（軽油3,000L）、サービスタンク、埋設配管等

3 点検方法

平成16年3月18日付消防危第33号「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」の点検実施要領によること。

4 履行期限

令和8年6月30日

5 留意事項

- (1) 業務実施日については、事前に契約担当者（以下「担当者」という。）と協議すること。
- (2) 業務の実施に当たって使用する電力及び水は、既存の施設を無償で使用できる。
- (3) 業務の実施に伴い事故、破損等が発生した場合、国の責任によるものを除き、国は一切の賠償責任を負わない。
- (4) 事故が発生した場合は、速やかに適切な措置をとり、直ちに担当者に報告すること。
- (5) 業務の実施に際し問題が生じた場合は、担当者と協議の上これを処理する。
- (6) 業務の実施中に機器の不具合を生じた場合は、速やかに担当者に報告すること。

6 提出書類

- (1) 見積書提出時に「[地下タンク等定期点検事業者認定証](#)」の写しを提出すること。
- (2) 業務実施後速やかに業務完了報告書及び地下タンク等定期点検実施結果報告書（2部）を提出すること。

7 その他

記載なき事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書 令和5年版」による。